

所得税の 確定申告書は 自分で作成してお早めに

2月16日(木)~3月15日(木)

から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※日本国内に住所を持つているか、または現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面により提出することができます。ほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

申告書の税務署への送付

確定申告書は、「信書」に当たること

から税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」として送付する必要があります（郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません）。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、確定申告書を郵便または信書便で税務署に送付する場合、その郵便物または信書便物の通信日付印に表示された日を提出日とみなします。申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便または信書便を利用されるようご注意ください。

※ゆうパック、E X P A C K 5 0 0、ゆうメール、ポストケットでは、信書を送付することができません。詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

納期限は3月15日 ぜひ振替納税で！

確定申告による所得税の納期限は平成24年3月15日(木)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をぜひご利用ください。

還付される税金がある場合の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種類および口座番号（ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ）を正確に書いてください。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日

なお2月16日（木）から3月15日（木）の確定申告期間中の申告相談会場はアミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）1階はまなすホールとなりますのでご注意ください（この期間中は佐渡税務署での相談は行っておりません）。また当会場では、現金等での納税は取り扱っておりません。

平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成24年2月16日（木）から同年3月15日（木）までです。

申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で確認されるか、佐渡税務署にお尋ねください。

振替納税を利用	振替日（平成24年4月20日(金)）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 ※振替納税のお申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成24年3月15日(木)までに提出してください。 ※振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。 ※転居等により所轄の税務署が変わった場合や、すでに振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となります。
現金で納付	納期限（平成24年3月15日(木)）までに、現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）または住所地の所轄の税務署で納付してください。 ※納付書は、税務署または所轄の税務所管内の金融機関で用意しています。 ※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税を利用	自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

